

第 2 2 回足立区選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和5年11月15日（水）午前10時
- 2 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 3 議 案 第64号議案 選挙人名簿登録者の抹消について
第65号議案 在外選挙人名簿の登録及び登録の移転について
第66号議案 足立区選挙管理委員会事務局会計年度任用職員設置要綱の改正について
- 4 報 告 報告第32号 会議等の日程について
- 5 その他

第64号議案 選挙人名簿登録者の抹消について

当区の選挙人名簿登録者であった者が、死亡及び他の区市町村に転出し4か月経過した者は公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿から抹消しなければならない。
10月末日現在で4か月を経過する等、抹消者については次のとおりとする。

事 項	男	女	計
10月1日現在の登録者数	284,340	284,355	568,695
10月1日から10月31日 までの抹消者数	1,469	1,270	2,739
11月1日現在の登録者数	282,871	283,085	565,956

資料2ページ

第65号議案 在外選挙人名簿の登録及び登録の移転について

在外選挙人名簿への登録及び登録の移転について、以下のとおり行う。

事 項		男	女	計
1 1 月 1 日現在の登録者数		191	266	457
1 1 月 2 日から 1 1 月 1 5 日までの抹消者数		0	0	0
今 回 の 登録者数	最終住所によるもの	2	1	3
	本 籍 に よ る も の	0	0	0
今回の登録移転者数		0	1	1
1 1 月 1 5 日現在の登録者数		193	268	461

登録：イギリス2名、アメリカ合衆国1名

登録の移転：タイ1名

資料3ページ

第66号議案 足立区選挙管理委員会事務局会計年度任用職員設置要綱の改正について

資料4～9ページ

報告第32号 会議等の日程について

資料10ページ

令和 5 年 1 1 月 1 5 日委員会用

抹 消 者 数 表

月 分	種 別	男	女	計
6 月	4 箇月抹消	1,081	956	2,037
1 0 月	死亡	388	313	701
	国籍離脱 その他	0	1	1
合計		1,469	1,270	2,739

※国籍離脱・その他の内訳は、在外選挙人名簿への登録移転 1 名である。

(備考) 令和 5 年 1 1 月 1 日現在名簿登載者数

男: 282,871 名
 女: 283,085 名
 計: 565,956 名

第65号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和5年11月15日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	41	71	112
ドイツ	12	24	36
大韓民国	7	25	32
オーストラリア	7	18	25
タイ	16	6	22
フランス	8	14	22
英国 (イギリス)	6	15	21
ブラジル	10	7	17
中華人民共和国	7	9	16
カナダ	2	14	16
シンガポール	7	7	14
フィリピン	9	3	12
台湾	8	3	11
オランダ	2	6	8
スイス	1	6	7
イタリア		6	6
マレーシア	3	2	5
インドネシア	2	3	5
ロシア	4		4
アラブ首長国連邦	3	1	4
ベトナム	3		3
エクアドル	2	1	3
トルコ	1	2	3
メキシコ		3	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
アルゼンチン	1	1	2
オーストリア	1	1	2
ガーナ	1	1	2
ガボン	1	1	2
チュニジア	1	1	2
ニュージーランド	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
ベルギー	1	1	2
ミャンマー	1	1	2
リトアニア	1	1	2
エストニア		2	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
ギニア	1		1
コロンビア	1		1
サウジアラビア	1		1
チェコ	1		1
パラオ	1		1
バングラデシュ	1		1
ベナン	1		1
ベラルーシ	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
ルクセンブルク	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
ギリシャ		1	1
スペイン		1	1
スリランカ		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
ヨルダン		1	1
	193	268	461

足立区選挙管理委員会事務局会計年度任用職員設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、足立区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年足立区規則第39号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、選挙管理委員会事務局で任用する会計年度任用職員（以下「選挙管理委員会事務局会計年度任用職員」という。）の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

（職務）

第2条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の職名及び職務内容は、別表のとおりとする。

（任用数）

第3条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の任用数は、任命権者が別に定める。

（任用）

第4条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員は、当該会計年度任用職員の職務の遂行に必要な能力を有する者のうちから、選考により任命権者が任用する。

2 任用に当たっての選考の方法は、別表のとおりとする。

3 会計年度任用職員任用規則第3条第5項の規定による公募によらない任用の上限回数は、別表のとおりとする。

（任期）

第5条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の任用及び任期の更新に当たり、事務局長は、当該会計年度任用職員の職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

2 任命権者は、選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の勤務実績が良好の場合には、その任期を更新することができる。

（分限）

第6条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び足立区職員の分限に関する条例（昭和49年足立区条例第37号）の定めるところによる。

（懲戒処分）

第7条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び足立区職員の懲戒に関する条例（昭和49年足立区条例第38号）の定めるところによる。

（服務）

第8条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の服務は、足立区職員服務規程（昭和50年足立区訓令甲第21号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第9条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の勤務日数又は勤務時間数は、別表のとおりとする。

2 事務局長は、翌月の勤務日を当月末日までに定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の勤務時間等に関することは、足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年足立区規則第44号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（休暇等）

第10条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第11条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員における職務に専念する義務の免除は、足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和49年足立区条例第40号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第12条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第29号）及び足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年足立区規則第43号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第13条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第14条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（研修）

第15条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を必要に応じて実施する。

（健康診断）

第16条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の健康診断の実施については、足立区職員健康管理規則（昭和51年足立区規則第5号）の定めるところによる。

（被服）

第17条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の職務遂行上必要な被服については、職務実態に応じて措置する。

（人事評価）

第18条 選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の人事評価については、任命権者が別に定める。

付 則（2足選発第2299号 令和3年3月15日選挙管理委員会決定）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく選挙管理委員会事務局会計年度任用職員を任用するために必要な選考等の手続は、施行日前に行うことができる。

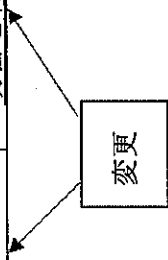
付 則（5足選発第●●●●号 令和5年11月15日選挙管理委員会決定）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく選挙管理委員会事務局会計年度任用職員を任用するために必要な選考等の手続は、施行日前においても行うことができる。

追加

別表（第2条、第4条、第9条関係）

職名	職務内容	選考の方法	公募によらない任用の上限回数	勤務日数又は勤務時間数
主権者教育推進員	1 主権者教育の調査・分析及びカリキュラム作成 2 区内各学校における主権者教育の支援及び普及 3 投票率向上に向けた啓発事業に関し、助言を行うこと。	書類審査及び面接	4回	1日6時間、週4日勤務



改正前	改正後
○足立区選挙管理委員会事務局会計年度任用職員設置要綱 第1条から第18条 (略) 付 則 (2足選発第2299号 令和3年3月15日選挙管理委員会決定) 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく選挙管理委員会事務局会計年度任用職員を任用するために必要な選考等の手続は、施行日前に行うことができる。	○足立区選挙管理委員会事務局会計年度任用職員設置要綱 第1条から第18条 (略) 付 則 (2足選発第2299号 令和3年3月15日選挙管理委員会決定) 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく選挙管理委員会事務局会計年度任用職員を任用するために必要な選考等の手続は、施行日前に行うことができる。 付 則 (5足選発第●●●●号 令和5年11月15日選挙管理委員会決定) 1 この要綱は、令和6年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく選挙管理委員会事務局会計年度任用職員を任用するために必要な選考等の手続は、施行日前においても行うことができる。

改正前		改正後	
別表（第2条、第4条、第9条関係）		別表（第2条、第4条、第9条関係）	
職名	職務内容	職名	職務内容
投票推進専門員	1 投票率に関する調査、及び分析並びにこれらに 対する事業計画立案に関すること。 2 投票環境の調査及び分析に関すること。 3 投票所の増設及び投票区の再編に関すること。 4 期日前投票所の増設及び移設に関すること。 5 主権者教育の事業計画立案、教育委員会等との 調整に関すること。 6 投票率向上に向けた啓発事業の計画立案に関 すること。 7 その他選挙事務に関する課題に対し助言を行 うこと。	主権者教育推進員	1 主権者教育の調査・分析及びカリキュラム作成 2 区内各学校における主権者教育の支援及び普 及 3 投票率向上に向けた啓発事業に関し、助言を行 うこと。
		選考の方法	公募によらな い任用の上限 回数 勤務日数又は勤務時間数
		書類審査及び面接	1日6時間、週4日勤務
選考の方法	公募によらな い任用の上限 回数		
書類審査及び面接	4回		1日6時間、週4日勤務

報告第32号 会議等の日程について

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
11月15日(水)	午前10時	第22回定例会	選挙管理委員会室	全委員
11月22日(水)	午後4時	足立区職員永年勤続功労者感謝状贈呈式	庁舎ホール	全委員
12月1日(金)	午前10時	第23回定例会(定時登録)	選挙管理委員会室	全委員
12月14日(木)	午後1時	特別功労者表彰式	あだち産業センター	全委員
	午後2時	足立区・荒川区合同 明るい選挙推進セミナー	東京芸術センター 天空劇場	全委員
12月15日(金)	午前10時	第24回定例会	選挙管理委員会室	全委員
12月19日(火)	午後3時	東京都選挙事務運営協議会総会	都庁第一本庁舎 5階大会議場	委員長
12月21日(木)	午後2時 (午後0時45分集合)	全選連東京支部・特選連共催 委員・局長合同研修会	赤坂区民ホール	委員長 藤沼委員
12月25日(月)	午前11時	選挙管理委員感謝状贈呈式	特別応接室	全委員
※以下は新委員のスケジュール				
12月25日(月)	午後1時30分	第7回臨時会	選挙管理委員会室	全委員
1月4日(木)	午前10時	仕事始め式	未定	全委員
	午前10時50分	事務局仕事始め式	選挙管理委員会室	全委員
	午前11時	第1回定例会	選挙管理委員会室	全委員
1月5日(金)	午後1時	新年名刺交換会	庁舎ホール	全委員
1月15日(月)	午前10時	第2回定例会	選挙管理委員会室	全委員

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。